

令和８年度版

多摩市立学校における働き方改革推進プラン

令和８年１０月改訂
多摩市教育委員会

1）本推進プランの目的・現状

（1）本推進プランの目的

教育職員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、より一層の学校教育の質の維持向上を目的とし、第二次多摩市教育振興プランで掲げる、「子どもたちの生きる力の育成」、「学校・家庭・地域の連携・協働の拡充」「豊かな地域づくりに向けた学びの支援」の3つの教育目標の実現を図る。

（2）現状

○ 本市においては、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を「多摩市公立学校の管理運営に関する規則」第25条に規定するとともに、同年に多摩市働き方改革推進プランを策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

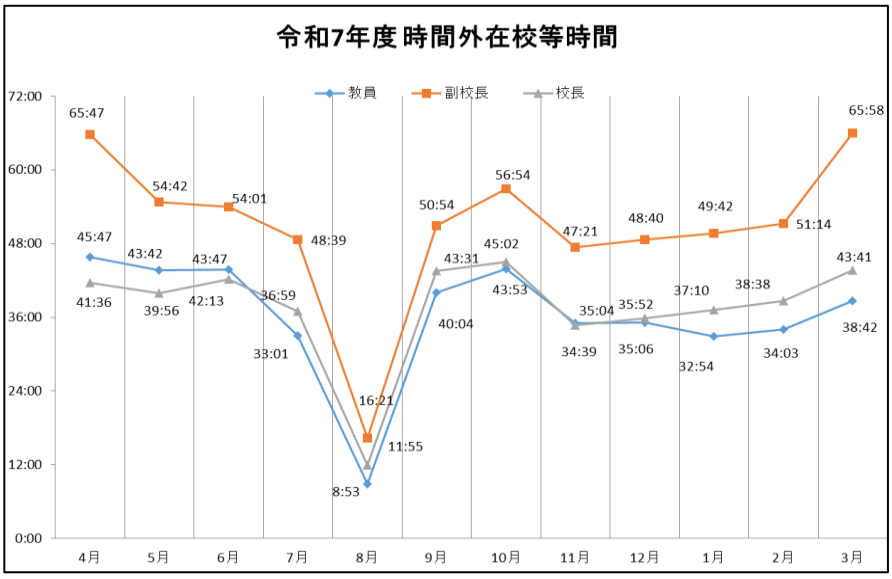
○ 本市における教育職員の時間外在校等時間について、令和7年度の状況は次のとおりである。

	年平均	月45~80時間の割合	月80時間を上回る割合
小学校	32 時間39 分	24.0%	1.2%
中学校	44時間22分	36.4%	10.3%
全校	36時間 41 分	28.3%	4.4%

・ 1か月の時間外在校等時間が45時間以内の教育職員の割合は、67.3%だった。特に中学校では教育職員の約47%が、月45時間を上回っている。

・ 1か月の時間外在校等時間の平均時間は、36 時間 41 分だった。

○ 本市の管理職及び教員の令和7年度時間外在校等時間の月平均及び年平均は、次のとおりである。



・校長　　37 時間 36 分
（前年比　－1 分）
・副校長　50 時間 51 分
（前年比　－14 分）
・教員　　36 時間 1 分
（前年比　－22 分）

時間外在校等時間について、校長・副校長・教員ともに減少した。

一方で、副校長は、他職と比較して時間外在校等時間が長時間化しており、1か月の時間外在校等時間の目標である 45 時間を超過していることから、引き続き業務の見直しなど取組の推進が課題である。

○ 市内全教育職員の年次有給休暇取得日数は、平均で約 16.5 日だった。

○ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合は 11.4%だった。

○ ストレスチェックにおける総合健康リスクが基準値である100を上回った学校数は 26 校中4校あった。

こうした現状を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定する。

2） 目標

国では、改正給特法に基づき、令和 11 年度（2029 年度）までに公立学校教育職員の 1 か月あたりの時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減する目標を掲げている。

上記の国の目標を踏まえ、本市では、次の目標とする。

（1）時間外在校等時間に関する目標

○ 1か月の時間外在校等時間が45時間以内の教育職員の割合を100%とする。

○ 教育職員の1年間における時間外在校等時間の上限を360時間、1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。

（2）ライフ・ワーク・バランス等に関する目標

○ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16.4日以上とする。

○ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 11.3%以下とする。

○ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を全校100以下とする。

【令和8年度の目標】

（1）時間外在校等時間に関する目標

○ 1か月の時間外在校等時間が45時間以内の教育職員の割合を70%以上とする。

○ 教育職員の1年間における時間外在校等時間の上限を360時間、1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。特に、副校長の1か月の時間外在校等時間を 45 時間程度とする。

（2）ライフ・ワーク・バランス等に関する目標

○ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16.4日以上とする。

○ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 11.3%以下とする。

○ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を全校100以下とする。

3） 学校における働き方改革推進プランの計画期間

令和8年度から令和11年度まで



4） 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、以下の内容に重点的に取り組んでいく。

イ 学校以外が担うべき業務

〇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（「3分類」①関係）

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
保護者・地域住民に協力を得て、通学路の見守り活動を推進する。

〇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応・・・・・・（「3分類」②関係）

放課後から夜間における見回りについては、地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

警察等と連携し、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

〇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）・・（「3分類」③関係）

給食費等の学校徴収金について、市教育委員会や事務職員による徴収を行い、負担を軽減する。

〇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
（「3分類」⑤関係）

令和6年度に導入した学校法務アドバイザーの活用を推進し、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

〇調査・統計等への回答・・（「3分類」⑥関係）

校務支援システム等を活用し、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

学校事務の共同実施を継続し、事務負担を軽減する。

〇学校プールや体育館等の施設・設備の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（「3分類」⑨関係）

令和3年度から開始している、小学校での公営・民間施設を利用した水泳指導の実施を継続する。

〇部活動・・（「3分類」⑬関係）

全ての中学校において、休日の部活動の地域展開を推進する。平日の部活動についても、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員を活用した指導の充実を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

〇授業準備、学習評価や成績処理・・（「3分類」⑮⑯関係）

全校に配置している授業準備や採点作業等を補助する外部人材の活用を継続する。

校務支援システムや自動採点技術等を活用し、授業準備、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

〇支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ・・・（「3分類」⑲関係）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が生徒指導関係の校内会議に参加し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担の下、支援を行うことのできる体制を構築する。

医療的ケア看護職員、特別支援教室支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

3分類を踏まえ、業務の見直しを進めるとともに、時間外在校等時間に関する目標、ライフ・ワーク・バランス等に関する目標を達成するために、市教育委員会として、以下の事項に取り組む。

	開始年度
1 学校教育職員が担うべき業務の精査	
コミュニティ・スクール設置による地域・保護者との連携強化	令和元年度～
専門家（学校法務アドバイザー等）等の活用	令和6年度～
2 役割分担の見直しと外部人材の活用	
学校支援スタッフ（PT/SSS/EA/CS/部活動指導員等）、有償ボランティア（部活動補助員）等の外部人材の活用	平成30年度～
学校事務の共同実施による学校事務分担の明確化	令和元年度～
小学校での公営・民間施設を利用した水泳指導の実施	令和3年度～
部活動の地域連携・地域移行に向けた協議会の設定	令和6年度～
3 負担軽減・業務の効率化	
校務支援システムの導入	平成29年度～
市教育委員会主催の研修会等の精選	平成30年度～
学校に作成を求める計画等の整理・合理化	令和元年度～
授業日における市教育委員会主催の研修会等の時間設定の改定	令和元年度～
市教委主催の研修会等のオンライン実施	令和3年度～
留守番電話の導入（音声案内）、携帯電話の配備（1校1台）	令和6年度～
採点システムの導入	令和８年度～
4 働く環境の改善	
学校における働き方改革の学校評価項目（目標とする成果・指標）の設定	令和7年度～
教育アドバイザーの配置	令和８年度～
5 意識改革・風土改革	
出退勤記録（タイムレコーダー）による在校時間の管理	令和元年度～
学校における働き方改革推進プランの成果検証	令和元年度～
各校の働き方の改善のための重点目標・経営方針の策定	令和元年度～
学校運営協議会における学校の時間外在校等時間の報告	令和7年度～
業務実態把握のための副校長への面接	令和８年度～
6 健康及び福祉の確保に関する措置	
長期休業中の一斉学校休業日の設定による有給休暇等の取得の促進	平成30年度～
部活動活動時間の上限設定、平日・土曜日・日曜日の休養日の設定	平成30年度～
教育職員の勤務時間の保護者・市民への周知	令和元年度～
長時間労働者や校長が必要であると認める者、本人が希望する者への産業医面談の実施	令和元年度～
ストレスチェックの実施	令和元年度～

5） 関連する取組、今後のフォローアップについて

○ 多摩市内学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、本推進プランを公表する。

○ 目標の達成状況については、出退勤記録（タイムレコーダー）により各教育職員の在校時間を確認するとともに、その他の目標についてはストレスチェック等の調査結果により把握する。

○ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、本推進プランの周知を行う。
各学校においては、校長のリーダーシップの下、学校運営協議会において協議を行い、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を計画・実施する。

＜参考＞

学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	⑥ 調査・統計等への回答	⑭ 給食の時間における対応
② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	⑮ 授業準備
③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	⑯ 学習評価や成績処理
④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	⑰ 学校行事の準備・運営
⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑩ 校舎の開錠・施錠	⑱ 進路指導の準備
	⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮	⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
	⑫ 校内清掃	
	⑬ 部活動	